

○厚生労働省令第百三十号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百十七号）の施行に伴い、及び毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の九中(144)を(145)とし、(113)から(143)までを(114)から(144)までとし、(112)の次に次のように加える。

(113) (Z) — 二 — 「二 — フルオロ — 五 — (トリフルオロメチル) フェニルチオ」 — 二 — 「三 — (二 — メ

トキシフェニル) — 一 — 三 — チアゾリジン — 二 — イリデン」アセトニトリル（別名フルチアニル）及

びこれ含有する製剤

別表第一劇物の項第三十二号の三中「一%」を「六%」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。